

(関 連 資 料)

平成27年度の社会保障の充実 安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額 8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・ 「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・ 「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね 1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

<27年度消費増収分の内訳>

《増収額計：8.2兆円》

○ **基礎年金国庫負担割合 2分の1**
 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)
 3兆円

○ **社会保障の充実**

- ・ 子ども・子育て支援の充実
- ・ 医療・介護の充実
- ・ 年金制度の改善

○ **消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増**

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

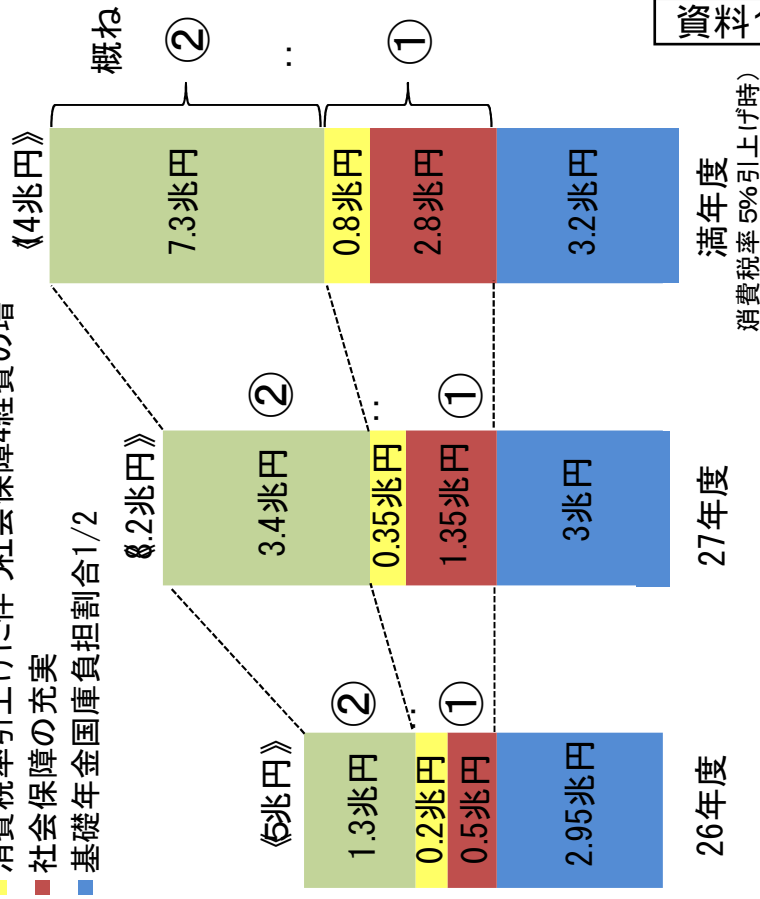
○ **後代への負担のつけ回しの軽減**

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

(注) 金額は公費 国及び地方の合計額)である。

(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいるすべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実 低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時 平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し 所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時 平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」概要

単位：億円

事項	事業内容	平成27年度 予算案		平成26年度 予算額	
		国分	地方分	国分	地方分
子ども子育て支援	子ども子育て支援新制度の実施	4,844 ^{注1)}	2,649	2,195 ^{注3)}	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
医療・介護 の提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	62	6	56 ^{注4)}	64
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	904	301	602	544
	・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）	392	115	277	353
	・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	724	241	483	—
医療・介護 の改革	地域包括ケアシステムの構築	1,051	520	531	—
	・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）	236	118	118	43
	・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	612	612	0	612
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	1,864	832	1,032	—
医療・介護 保険制度 の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	109	0	109	—
	国民健康保険への財政支援の拡充	248	31	217	42
	被用者保険の拠出金に対する支援	221	110	110	—
難病・小児慢性特定 疾病への対応	高額療養費制度の見直し	2,048	1,154	894	298
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	20	0	20	10
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	13,620	6,833	6,786	4,962
合計					

注1) 金額は公費・国及び地方の合計額。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

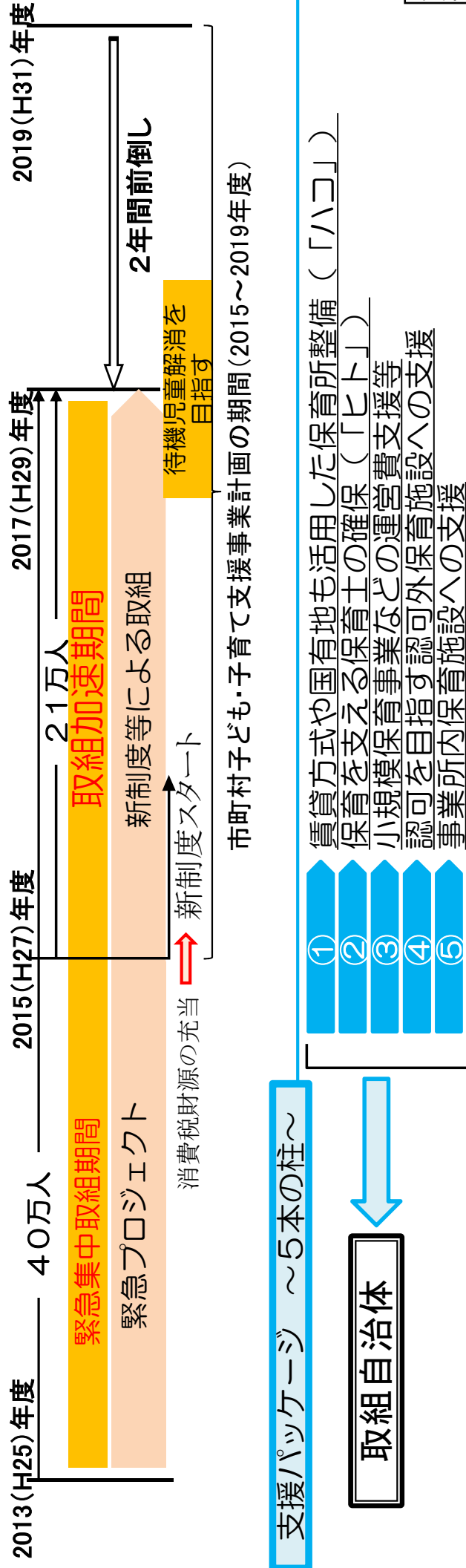
注2) 上記の「社会保障の充実と税制抜本改革法」に基づく低所得者に対する進捗性対策である「簡素な給付措置 臨時福祉給付金」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

注3) 子ども子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

注4) 育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(5億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

待機児童解消加速化プランの現状について

- ◇ 仕事と家庭を両立しやすい環境整備と女性の活躍を推進していく中で、待機児童解消は最重要課題。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。 ※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人
- ◇ 依然として2万人を超える児童・保護者が保育を利用できない状況。一方で、大都市でも積極的取組の強化により、待機児童ゼロを達成する自治体が現に増えている。 ※待機児童数：21,371人（26年4月1日現在）
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。
- ◇ 平成27年度は、今後3年で21万人の中8万人と前倒しで枠を確保していること、加速化プラン期間中で補助率がさ上げしていることも踏まえ、自治体においては、市町村整備計画を前倒しして、積極的に保育所等を整備することを御願いしたい。政府としても最大限の支援を継続していく。



待機児童解消加速化計画

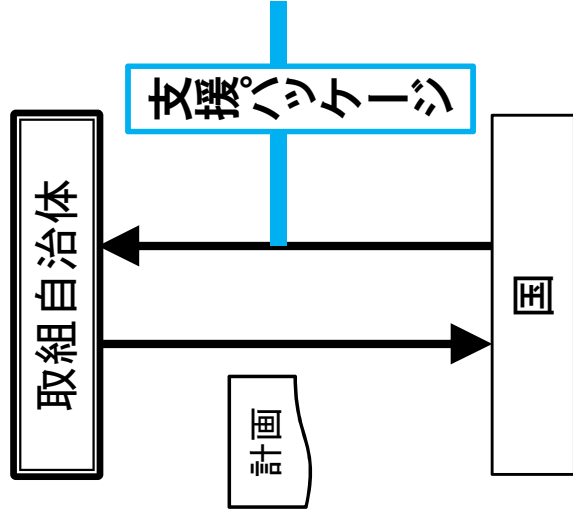
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 緊急プロジェクト期間内にできる限りの保育の量拡大を図り、取組加速期間の終了までに待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



- ・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 市町村整備計画に基づく保育所等整備交付金の創設。
- 都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業の推進(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- 離職した保育士の把握、定期的な再就職支援。

③ 小規模保育事業などの運営費支援等

- 小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育への運営費、改修費等支援(即時性のある受け皿確保)。
- 利用者支援事業の実施(子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け)。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、移転費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設につき、市町村の認可事業として財政支援。(地域型保育給付)

待機児童解消消費関連予算（平成27年度予算案）

（注）金額は国費ベース

○ 27当初予算分（内閣府計上予算を含む）：7,023億円（下線部分の合計）

○ 加速化プラン事業について、平成27年度においては、以下の考え方で予算を確保。

- ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設型給付・地域型保育給付・地域子ども・子育て支援事業（延長保育・病児保育等）の量拡大分・質改善分については、消費税増収分により確保。〔太線内〕
- ・施設整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。（保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金）

子ども・子育て支援新制度関連（内閣府予算計上）【27当初6,132億円】

◆施設型給付（旧：保育所運営費） 【27当初：5,401億円】

従来分（25年度までの措置分）



◆地域子ども・子育て支援事業 【27当初：221億円】

<延長保育、病児保育、利用者支援>



消費税増収分により確保

<26・27量拡大分、質改善分>

◆地域型保育給付 【27当初：350億円】

<小規模保育、家庭的保育等>

<質改善分>

◆子どものための教育・保育給付費補助金 【27当初：160億】

<認可化移行運営費支援、幼稚園長時間預かり保育>

保育所等整備交付金 【27当初：554億円】

◆保育所等の整備支援〔ハコ〕

<保育所等整備費（約5万人分）>

（※）プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
保育所（※）、認定こども園

◆事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特会：51億円】

（参考）認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて施設整備の予算を確保。（118億円）

保育対策総合支援事業費補助金【27当初：285億円】

◆小規模保育等の改修費支援

<改修費等支援（約3万人分）>

（※）プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
賃貸物件による保育所整備（※）、小規模保育（※）、幼稚園長時間預かり保育
（※）、家庭的保育（※）、認可外保育施設認可化（※）

◆保育を支える保育士確保〔ヒト〕

<保育士確保>

保育士・保育所支援センター（機能強化）、職員用宿舎借り上げ支援
保育体制の強化、保育士養成施設における新卒者への就職促進支援
<資格取得と継続雇用への支援>

認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付
保育士試験追加実施支援、保育士試験による資格取得支援 等

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

～5本の柱～

保育の量的拡大と質の確保

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業は、プランに参加する場合、補助率高上げを暫定的に実施

- 保育所等整備交付金(保育所、認定こども園)
- 賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- 小規模保育改修等支援事業
- 幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
- 家庭的保育改修等支援事業
- 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保対策]

- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 職員用宿舎借り上げ支援
- 多様な人材を保育周辺業務に活用する保育体制の強化
- 保育士養成施設における新卒者への就職促進支援

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援
- 幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- 保育所等従事者への保育士資格取得支援
- 保育教諭確保のための保育士資格取得支援
- 修学資金貸付
- 保育士試験追加実施のための支援
- 保育士試験による資格取得支援

[保育士の質の向上と保育人材確保のための研修]

- 新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 保育の質の向上のための研修事業
- 保育所保育士研修事業

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善(+3%)

3. 小規模保育事業などの運営費支援

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)
- 家庭的保育事業
- 新**居宅訪問型保育事業
- 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

[利用者支援]

- 利用者支援事業

4. 認可を旨指す認可外保育施設への支援

[改修費等支援]

- *の事業は、プランに参加する場合、補助率高上げを暫定的に実施
- *認可化移行改修費等支援事業

[運営費支援]

- 認可化移行運営費支援事業

[移行費支援]

- 認可化移行調査費等支援事業(可能性調査)
- 認可化移行移転費等支援事業(移転費、仮設費等)
- 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

新○事業所内保育事業

(従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設を市町村の認可事業として財政支援)

(注) **新**の事業は、平成27年度予算案で創設した事業。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表） ～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

- ◇ 平成26年5月30日までに加速化プランの実施方針に基づき「待機児童解消加速化計画」の提出があった454市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。
- ◇ 加速化プランへの参加は随時受け付けており、今後も、各自治体における待機児童対策の進展等に応じて、フォローアップを継続していく。

【集計結果（平成26年5月30日時点）】

- 加速化プラン参加自治体数 454市区町村 [351市区町村]
- 指定都市 20市(全ての指定都市) [20市]
- 特別区 23区(全ての特別区) [23区]
- 市町村 411市町村 [308市町村]

[]内の市区町村数は、平成25年8月公表時点の参加自治体数

- 保育拡大量（平成25・26年度） 約19.1万人 [約20.1万人]
- 参加自治体 約16.1万人 [約16.2万人]
- 不参加自治体 約3.0万人 [約4.0万人]

[]内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成25・26年度 保育拡大量
72,430人	118,803人	191,233人

* 平成26年度保育拡大量は、平成26年5月30日時点で把握した各市区町村における26年度末の実績見込み

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表）

～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

主要事業の実施状況

[賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（ハコ）]

- (1) 保育所緊急整備事業 333市区町村 (226)
- (2) 賃貸物件による保育所整備事業 96市区町村 (62)
- (3) 小規模保育設置促進事業 84市区町村 (一)
- (4) 幼稚園長時間預かり保育改修事業 43市区町村 (20)
- (5) 家庭的保育改修等事業 40市区町村 (49)
- (6) 民有地マッチング事業 10市区町村 (15)
- (7) 国有地、公有地の活用 28市区町村 (30)

[保育の量拡大を支える保育士確保（ヒト）]

- (8) 職員用宿舍借り上げ 10市区町村 (0)
- (9) 保育体制強化事業 43市区町村 (一)
- (10) 保育士等処遇改善臨時特例事業 413市区町村 (244)

[小規模保育など新制度の先取り]

- (11) 小規模保育運営支援事業 99市区町村 (一)
- (12) グループ型小規模保育事業 29市区町村 (29)

- (13) 幼稚園長時間預かり保育支援事業 91市区町村 (56)
- (14) 利用者支援事業 78市区町村 (一)

[認可を旨指す認可外保育施設への支援]

- (15) 認可化移行改修費等支援事業 45市区町村 (一)
- (16) 認可外保育施設運営支援事業 111市区町村 (73)
- (17) 認可化移行総合支援事業
 - ・認可化移行可能性調査支援事業 41市区町村 (49)
 - ・認可化移行助言指導支援事業 22市区町村 (一)
 - ・認可化移行移転費等支援事業 23市区町村 (一)

[その他]

- (18) 地域型保育・子育て支援モデル事業 3市区町村 (3)
- (19) 広域的保育所利用事業 6市区町村 (一)

* () 内の市区町村数は、25年8月公表時点の参加自治体数

保育所等整備交付金

【平成27年度予算案:554億円】

【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づき事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。(1/2→2/3)

【対象事業】

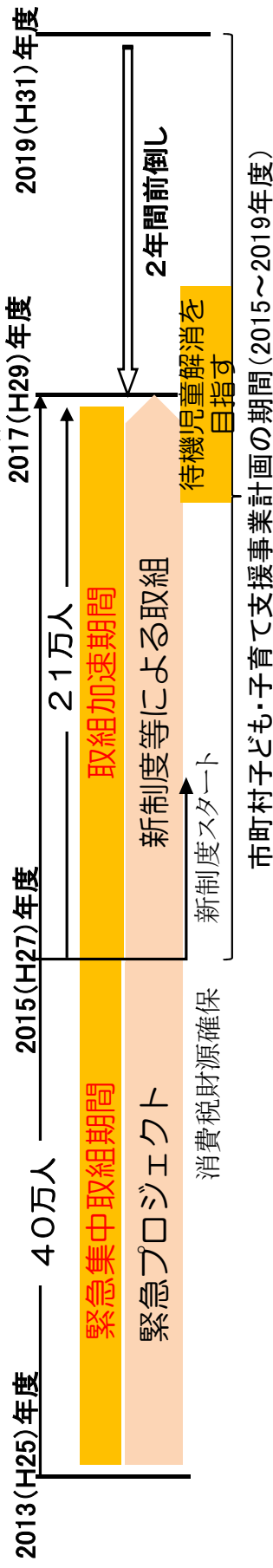
- 保育所緊急整備事業 (51,753百万円)
 - ・ 保育所 (幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む) の創設、増築、老朽改築等
 - ・ 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業 (3,678百万円)
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市区町村

【補助率】 1/2 (※)

※待機児童解消加速化プランに参加する場合は、2/3

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

【平成27年度予算案：285億円】

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づき保育対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策

- ① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ② 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ④ 保育所等保育士資格取得支援事業
- ⑤ 保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑥ 修学資金貸付事業
- ⑦ 職員用宿舍借り上げ支援事業
- ⑧ 保育体制強化事業
- ⑨ 保育士試験による資格取得支援事業【新規】
- ⑩ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】
- ⑪ 保育士試験追加実施支援事業【新規】

（参考）保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

平成29年度未までに必要となる保育士の確保を目指す。

平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組み。

- ☆ 保育士試験の年2回実施の推進
- ☆ 保育士に対する処遇改善の実施
- ☆ 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
- ☆ 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

- I 人材育成
- ・ 保育士資格を早く取得するための取組の実施
 - ・ 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
 - ・ 国家資格としての保育士の専門性の向上

- II 就業継続支援
- ・ 離職防止のための研修支援
 - ・ 就業継続を図るための各種助成金の活用促進

- III 再就職支援
- ・ 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
 - ・ 保育士マッチング強化プロジェクト

- IV 働く職場の環境改善
- ・ 処遇改善
 - ・ 雇用管理改善を図るための取組の実施
 - ・ 保育所等七保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

Ⅱ 小規模保育等の改修等

- ① 賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ② 小規模保育改修費等支援事業
- ③ 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④ 認可化移行改修費等支援事業
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業

Ⅲ その他事業

- ① 民有地マッチング事業
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育所等利用事業
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業

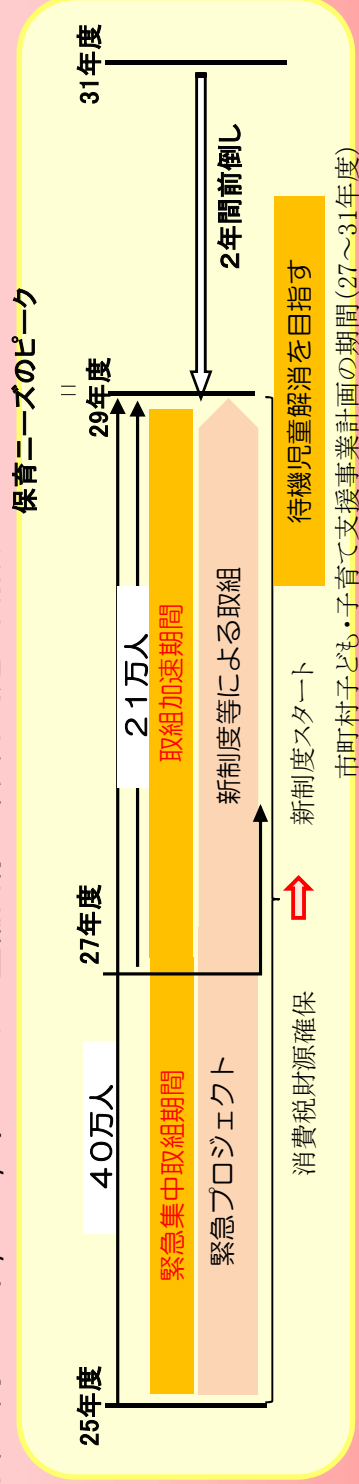
【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 3/4、2/3（※）、1/2、1/3、定額

※待機児童解消加速化プランに参加する場合

(参考)待機児童解消加速化プラン

- 意欲のある自治体を強力に支援し、
- 保育所等について、平成29年度末までに**約40万人分**の受け皿を新たに確保
- 補助率の嵩上げ（1/2→2/3）により、整備目標の確実な到達を目指す



平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数 6.9万人

子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を基に、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計。

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ▶ 平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
- ▶ 平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組み。

- ☆保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- ☆保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- ☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- ☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- ☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- ☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- ☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

- | | |
|--|---|
| <p>I 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施 ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成 ・国家資格としての保育士の専門性の向上 | <p>III 再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用 ・保育士マッチング強化プロジェクト |
| <p>II 就業継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職防止のための研修支援 ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進 | <p>IV 働く職場の環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善 ・雇用管理改善を図るための取組の実施 ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化 |

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】



【平成29年度】

新たに確保が必要となる保育士数 **6.9万人**

自然体の増 **2万人**

46.3万人

37.8万人

保育所勤務保育士数 37.8万人

6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)
4.9万人

保育士確保プランの新たな取組
2.0万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 **2.5万人**

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 **1.5万人**

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 **0.9万人**

+

○保育士試験の年2回実施の推進 **0.8万人**

○保育士に対する処遇改善の実施
○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援

○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 **1.2万人**

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

保育士確保プランによる保育士確保に向けた流れ

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度

平成29年度

加速化プランに基づく保育士確保施策

- 幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出
- 処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進
- 保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化

※保育士資格取得支援等は、26、27年度以降順次施策効果が実現

必要となる保育士 99万人の確保へ

十

保育士確保プランによる新たな取組

- 保育士試験の年2回実施の推進
- 保育士に対する処遇改善の実施
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

十

「保育士確保対策検討会」での更なる取組の検討

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

保育士確保プランにおける保育士確保施策について

- 保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- 保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- 保育士・保育所支援センターにおける再就職支援の強化【再就職支援】
- 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

I 人材育成

- 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
 - ・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の活用
 - ・雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
 - ・保育士修学資金貸付
- 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
 - ・保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
- 国家資格としての保育士の専門性の向上
 - ・学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

Ⅲ 再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
 - ・潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
 - ・再就職前の実技研修等
- 保育士マッチング強化プロジェクト
 - ・ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
 - ・ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
 - ・「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施

Ⅱ 就業継続支援

- 離職防止のための研修支援
 - ・新人保育士対象研修
 - ・保育の質の確保のための研修
 - ・研修参加に伴う代替職員の確保
 - ・離職防止のための研修等に係る助成の活用促進
- 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
 - ・労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
 - ・就業継続支援のための助成金の積極的周知

Ⅳ 働く職場の環境改善

- 雇用管理改善を図るための取組の実施
 - ・管理者を対象とした研修
 - ・好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
 - ・雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
 - ・労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

保育士確保施策の具体的内容①

新【保育士試験の年2回実施の推進】

- ・ 年1回以上行うこととされている保育士試験について、保育士試験年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
- ・ 現在議論されている「地域限定保育士」制度について、当該制度が創設された場合には、その推進を積極的に
行い、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験の実施を促進する。
- ・ 保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、国として、できる限りの支援を行う。

新【保育士に対する処遇改善の実施】

- ・ 子ども・子育て支援新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経過年数に応じた処
遇改善を進める。

新【保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援】

- ・ 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役
保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に進めている養成施設に対し、就職促進のため
の費用を助成する。

新【保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援】

- ・ 保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（講座受講費など）の一部を補助する。

新【保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化】

- ・ 離職保育士に対し、保育士・保育所支援センターに対する登録を促進し、再就職希望の状況を随時把握し、再
就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行う。
- ・ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- ・ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援セ
ンターの利用促進を図る。

新【福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討】

- ・ 福祉系国家資格を有する者について、指定保育士養成施設における科目の一部の履修及び保育士試験の試験科
目の一部免除について検討する。

保育士確保施策の具体的内容②

【保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施】

I 人材育成

○保育士資格を取得しやすくするための取組

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得特例の活用。
- ・ 保育士資格を有していない保育所や認可外保育施設等の保育従事者、幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設を受講費等を支援。
- ・ 雇用保険の被保険者等が一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・ 指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸し付けを実施。


○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成

 就労訓練事業や公共職業訓練（保育士コース）（※）の活用促進を図り、未就業者の保育分野への参入を促進する。

※ 就労訓練事業：生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（生活困窮者であって直近の就労経験が乏しい者等を対象）

※ 公共職業訓練：主に雇用保険受給者に対して委託訓練（保育士コース（2年））を実施。

○国家資格としての保育士の専門性の向上

- ・  学生への実践的実習が行われるよう、保育所と指定保育士養成施設との連携促進を図る。
都道府県等や保育団体の行う研修の周知を図り、保育士資格取得後の継続的な保育技術向上の機運を高める。

保育士確保施策の具体的内容③

II 就業継続支援

○離職防止のための研修支援

- 新人保育士を対象として、就職前の期待と現実のギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等の業務についての研修を実施。
- 保育士等を対象とした、保育の質の向上のための研修を実施する。
- 保育士の研修参加に伴う代替職員の雇上費を、子ども・子育て支援新制度における公定価格において支援する。また、都道府県等が実施する研修への参加の場合の代替職員支援を継続する。
- △ 保育所等において、保育士等を対象とした離職防止に資する研修や、管理者に対する保育士の離職防止を図るためのマネジメントの研修を制度化した場合において活用できる「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用促進を図る。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○就業継続を図るための各種助成金の活用促進

- △ 評価・処遇制度、健康づくり制度の導入等による労働環境の整備を通じて、従業員の職場定着を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。
- △ 平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定
- △ その他、就業継続等に資する各種助成金（※）について、その具体的な活用例を示すなどにより、活用を促進する。
- 子育て短期時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金、キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金
- 厚生労働省ホームページや関係機関に助成金パンフレットを置くなど、積極的に周知を行う。

保育士確保施策の具体的内容④

Ⅲ 再就職支援

○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- ・ 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- ・ 再就職希望の保育士を対象として、職場復帰のための保育実技研修等を行う。
- △ 保育士・保育所支援センターの全都道府県への設置を目指す。

○保育士マッチング強化プロジェクト

- ・ ハローワークにおける求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進。
- ・ ハローワークと都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進。
- プラントク等により応募を躊躇する求職者の不安の緩和及び求人者自ら求職者にアピールできる機会として「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施。

○新たに構築する情報公表制度の積極的活用の推進

- 子ども・子育て支援新制度において新たに実施予定の情報公表制度における保育士等の保育従事者に関する情報（離職者数や平均勤続年数）について、積極的に活用を促すことにより、保育士資格を有する者の就業意欲促進を図る。

IV 働く職場の環境改善

○雇用管理改善を図るための取組

- ・ 保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等の職員の離職防止につながる雇用管理等の研修を実施する。
- 保育所における雇用管理の好事例集や保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所等に提供する。
- 保育事業者自らが保育所等の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成する。
- 評価・処遇制度や研修体系制度、健康づくり制度の導入等によって労働環境の整備を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

- △ 都道府県等が実施する保育事業者向け説明会等において、保育士・保育所支援センターの役割について周知するなど、保育事業者と保育士・保育所支援センターとのつながりを強化する。

「保育士確保対策検討会」の設置について

「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。

また、「保育士確保対策検討会」の下で、各自治体の保育士確保の取組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や全国展開、国・都道府県間の連携等を図る。

【当面考えられる具体的検討事項】

○保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討

- ・ 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくするための仕組みを検討する。
- ・ 保育所等に勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、主任保育士・園長等へとステップアップするための仕組みを検討する。

○保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討

- ・ 保育士養成課程や保育士試験の科目のうち、他の国家資格と内容が共通するものについて、養成校における単位取得免除や保育士試験の一部科目免除について検討する。

○潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

- ・ 潜在保育士の保育士・保育所支援センターへの登録促進を図るための方策等、潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策について検討する。

○保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討

- ・ 雇用管理改善に積極的に取り組む保育事業者に対し、インセンティブ付与を検討する。